

		9 医療審議会及び准看護師試験委員に関すること。				
		10 巡回診療所に関すること。				
健康福祉部	健康づくり推進課	1 健康の維持及び増進など健康づくりに関すること。				
		2 栄養士及び調理師並びに栄養改善に関すること。				
		3 歯科保健に関すること。				
		4 ハンセン病の予防に関すること。				1 らい予防法の廃止に関する法律（平成8年法律第28号）の規定により生活援護を行うこと。
		5 母子保健に関すること。		1 養育医療の給付を決定すること。 2 母子保健法（昭和40年法律第141号）第10条の規定による保健指導に要する費用を負担すること。 3 未熟児の養育医療機関を指定すること。 4 受胎調節実地指導員講習会の認定又はその取消しをすること。	1 未熟児の訪問指導を行うこと。 2 母子栄養強化対策事業を行うこと。 3 慢性疾患児の保健指導を行うこと。	1 養育医療実施に伴う自己負担金を徴収すること。 2 母子健康センターの運営の指導を行うこと。 3 妊産婦及び乳幼児の保健指導を行うこと。 4 受胎調節実地指導員の指定又は指定証若しくは標識の交付をすること。
		6 肢体不自由児の療養指導を行うこと。		1 育成医療の給付を決定すること。 2 療育医療の給付を決定すること。		1 身体障害児の登録をすること。 2 療育医療実施に伴う自己負担金を徴収すること。

		7 原子爆弾被爆者の援護に関すること。		1 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第2条の規定により被爆者健康手帳の交付又は再交付をすること。 2 同法第19条の規定により被爆者一般疾病医療機関を指定し、又は指定の辞退を受理すること。 3 同法第24条から第28条まで及び第31条に規定する手当を支給すること。 4 同法第33条第3項の規定により特別葬祭給付金の支給を受ける権利の認定を行うこと。	1 同法第32条の規定により葬祭料を支給すること。	
		8 難病に関すること。				
		9 健康センターに関すること。				
健康福祉部	高齢者支援課	1 高齢者支援課、高齢者いきがい課、介護保険課及び国保・老人医療課に係る事務の統一調整、経理並びに臨時職員の任免に関すること。				
		2 高齢者保健・福祉の支援に係る施策の企画・調整に関すること。				